

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年2月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250206	ファミリー観光 株式会社 (法人番号 1380001001280) 代表者朽木 正美	福島県福島市南矢野目字鶴目東5番地の1	本社営業所	福島県福島市南矢野目字鶴目東5番地の1	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法第16条第1項、道路運送法第27条第3項	令和6年8月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)事業計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)、(2)運転者の指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(3)初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。